



# 佐賀県公報

平成16年  
4月2日  
(金曜日)  
第 12437号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 公 告

|                                     |         |    |
|-------------------------------------|---------|----|
| ○大規模小売店舗の新設に係る意見                    | (商工課)   | 1  |
| ○土地改良区の定款変更認可                       | (農地整備課) | 1  |
| ○                                   | "       | 1  |
| ○川副東部土地改良区営土地改良事業計画変更認可             | "       | 11 |
| ○川副北部土地改良区営土地改良事業計画変更認可             | "       | 11 |
| ○南川副南部土地改良区営土地改良事業計画変更認可            | "       | 11 |
| ○西川副干拓土地改良区営土地改良事業計画変更認可            | "       | 11 |
| ○南川副干拓土地改良区営土地改良事業計画変更認可            | "       | 11 |
| ○土地改良区合併認可                          | "       | 11 |
| ○換地を定めなす土地又は地籍を特に減つて換地を定める土地の指<br>定 | "       | 11 |

## ○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があつた大規模小売店舗について、川副町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

平成16年4月2日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス佐賀川副店

佐賀郡川副町南里304番地 1 外

### 2 届出の内容

大規模小売店舗の新設

### 3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

川副町

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見の提出なし

### 4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年4月2日から

平成16年5月1日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年3月25日川副東部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年4月2日

佐賀県知事 古 川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年3月25日川副北部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年4月2日

佐賀県知事 古 川 康

|   |  |
|---|--|
| <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年3月25日川副東部土地改良区営土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。</p> <p>平成16年4月2日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>  | <p>事業（維持管理）計画の変更を認可した。</p> <p>平成16年4月2日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、平成16年4月1日次のとおり土地改良区の合併を認可した。</p> <p>平成16年4月2日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 合併により設立する土地改良区<br/>川副町土地改良区</p> <p>2 合併により解散する土地改良区<br/>川副北部土地改良区<br/>川副東部土地改良区<br/>川副西部土地改良区<br/>南川副北部土地改良区<br/>南川副南部土地改良区<br/>南川副干拓土地改良区<br/>西川副干拓土地改良区</p> |
| <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年3月25日西川副干拓土地改良区営土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。</p> <p>平成16年4月2日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> | <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営土地改良事業（玉場整備 担い手育成型）兵庫東部地区中野吉換地区における次の土地は、換地を定めない土地又は地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。</p> <p>平成16年4月2日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 換地を定めない土地</p>   |
| <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年3月25日南川副南部土地改良区営土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。</p> <p>平成16年4月2日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> | <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年3月25日南川副干拓土地改良区営土地改良</p>   |

| 市町村                | 大字 | 字    | 地番            | 地目 | 用途 | 地積                  | 特に減する地積              |
|--------------------|----|------|---------------|----|----|---------------------|----------------------|
| 佐賀市兵庫町             | 若宮 | 二本黒木 | 1815-1<br>の一部 | 田  | 田  | 1,159m <sup>2</sup> | 489,82m <sup>2</sup> |
|                    |    |      |               |    |    |                     |                      |
| 2 地積を特に減じて換地を定める土地 |    |      |               |    |    |                     |                      |
| 佐賀市兵庫町             | 若宮 | 二本黒木 | 1812-3        | 田  | 田  | 1,293m <sup>2</sup> |                      |
| 佐賀市兵庫町             | 若宮 | 五本黒木 | 1569-1        | 田  | 田  | 2,559m <sup>2</sup> |                      |

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年四月二日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所 発行定日  
西部印刷企画(株) 毎週月水金曜日